

決 議

我々は、道路特定財源諸税の暫定税率の延長に反対する全ての人々及び団体に対して強く訴える。

和歌山県は、国土軸から離れた半島に位置しているうえ、道路整備が著しく立ち遅れていることにより、県経済の発展が阻害され、県民の医療や大規模災害時の安全の確保にも不安を抱えている。

このような状況の中、暫定税率と地方道路整備臨時交付金制度の廃止は、地域が自立していくためのナショナルミニマムであり、県民が待ち望んでいる高速道路ネットワークの整備はおろか、老朽化する橋梁等の維持更新さえ困難にし、住民の生活に決定的とも言えるダメージを与えるものである。

また、県、市町村合わせて一七〇億円もの減収は、近年の厳しい自治体財政にとつて、たちまち重大な影響を与えかねない死活的な問題である。

全国の、多くの地域が同じような状況にある中、我々は、今回の暫定税率廃止の議論は、地方の実状、住民の切実な願いを無視したもので、地方の切り捨てであると断じざるを得ない。

今般、政府・与党合意の「道路特定財源の見直し」及び「道路の中期計画」が示されたところであるが、その裏付けとなる関係法案を年度内に確実に成立させ、地方に真に必要な道路整備が決して滞ることなく行われ、地方の自立と発展のためのチャンスが与えられるよう、次の事項について強く要望する。

記

一 租税特別措置法等の改正手続きを年度内に確実に行うことにより、道路特定財源に関する関係諸税の暫定税率を十年間延長すること。

一 遅れている地方の道路整備と計画的修繕・更新を地方公共団体が主体的に行うため、地方道路整備臨時交付金制度を継続し、拡充すること。

一 道路特定財源は、受益者負担という趣旨に反することなく、必要な道路整備及び維持管理のための財源として確保すること。

平成十九年十二月二十七日

道路特定財源諸税の暫定税率等の延長を求める和歌山県決起大会